

## 第9回白山地域小学校の在り方検討委員会 事項書

令和8年1月26日（月）

午後7時～

白山市民会館 2階大会議室

### 1 委員長あいさつ

### 2 議事

(1) 今後の進め方について

(2) 学校跡地の利活用について

### 3 その他

## 白山地域小学校の統合に係る作業班の設置要領（案）

- 1 白山地域小学校の在り方検討委員会設置要領第 2（3）に規定する所掌事項について、新たな白山地域の小学校の開校に向けて、子どもたちの「こんな学校にしたい」という思いを大切に、具体的な事項を協議及び検討するため、作業班を設置する。
- 2 作業班の名称及び主な検討事項は、次のとおりとする。

作業班名	主な検討事項
学校名班	学校名に関すること
校歌班	校歌に関すること
校章・校旗班	校章、校旗に関すること
開校式典班	開校式典等に関すること
通学対策班	スクールバスの運行及び通学路の安全対策に関すること
学校運営班	学校運営に関すること (めざす学校像、めざす児童像、危機管理、学校行事、学校運営協議会、地域学校協働活動等)
教育課程班	教育課程に関すること (教育課程、特別支援教育、情報教育、学校図書館整備等)
生徒指導班	生徒指導に関すること (生活のきまり、制服等)
人権教育班	人権教育に関すること

- 3 各班の委員は、白山地域小学校の在り方検討委員会委員及び教職員とする。
- 4 各班に班長を置き、小学校長を班長とする。
- 5 各班の会議は、班長が招集し、班長が議長となる。ただし、設置後最初の会議はこの限りではない。
- 6 各班の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 7 各班毎に主な検討事項に係る調査、検討を行い、その内容を、班長が白山地域小学校の在り方検討委員会に提案又は報告をする。
- 8 学校名班、校歌班、校章・校旗班、開校式典班及び通学対策班の会議には、各班の委員以外に小中学校・こども園から各 1 人ずつ保護者が参加することができる。なお、当該保護者については、各班の最終判断には加わることができない。
- 9 学校運営班、教育課程班、生徒指導班及び人権教育班については、学校が主体となって進め、各学校運営協議会より選出した 2 人の代表と必要に応じて調整会議を行う。
- 10 全体の進捗管理は教育委員会事務局学校教育課が行う。
- 11 各班の会議において、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 12 各班の設置期間は、班を立ち上げた日から、主な検討事項が完了するまでとする。
- 13 上記に定めるもののほか、運営等に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

## 附則

この要領は、令和 8 年 月 日から施行する。

作業班名	主な検討事項	検討委員会委員	検討委員会委員 以外	教育委員会 担当課
①学校名班	学校名に関すること	◎学校長(小学校)1人 自治会長1人 保護者(小学校)1人 保護者(中学校)1人 有識者・放課後1人	教職員(小学校)2人	学校教育課 教育研究支援課
②校歌班	校歌に関すること	◎学校長(小学校)1人 自治会長2人 保護者(小学校)1人 有識者・放課後1人	教職員(小学校)2人 教職員(中学校)1人	
③校章・校旗班	校章、校旗に関すること	◎学校長(小学校)1人 学校長(中学校)1人 自治会長1人 保護者(小学校)1人 有識者・放課後2人	教職員(小学校)2人 教職員(中学校)1人	
④開校式典班	開校式典等に関すること	◎学校長(小学校)1人 自治会長1人 保護者(小学校)1人 有識者・放課後1人	教職員(小学校)2人	教育総務課 白山教育事務所 学校教育課
⑤通学対策班	スクールバスの運行及び通学路の安全対策に関すること	◎学校長(小学校)1人 園長(こども園)1人 自治会長1人 保護者(小学校)1人 保護者(こども園)1人 有識者・放課後1人	教頭(小学校)5人	白山教育事務所 学校教育課 教育総務課 教育施設課
⑥学校運営班	学校運営に関すること (めざす学校像、めざす児童像、 危機管理、学校行事、学校運営協議会、 地域学校協働活動等)	学校長(小学校)1人	教職員(小学校)	教育研究支援課
⑦教育課程班	教育課程に関すること (教育課程、特別支援教育、 情報教育、学校図書館整備等)	学校長(小学校)1人		
⑧生徒指導班	生徒指導に関すること (生活のきまり、制服等)	学校長(小学校)1人		
⑨人権教育班	人権教育に関すること	学校長(小学校)1人		人権教育課

※地域との連携(学校跡地利活用、地域行事等)、放課後児童クラブ、閉校式典等、学校施設整備等、学校保健、学校給食、学校事務及びPTA組織に関することについては、作業班とは別途検討を行う。

代表者会議



白山地域小学校の在り方検討委員会



①学校名班
学校名に関すること
検討委員会委員 ◎学校長（小学校） 1人 自治会長 1人 保護者（小学校） 1人 保護者（中学校） 1人 有識者・放課後 1人
教職員（小学校） 2人
事務局：◎学校教育課 ○教育研究支援課
小・中学校及びこども園の保護者より各1人（任意）

②校歌班
校歌に関すること
検討委員会委員 ◎学校長（小学校） 1人 自治会長 2人 保護者（小学校） 1人 有識者・放課後 1人
教職員（小学校） 2人 教職員（中学校） 1人
事務局：◎学校教育課 ○教育研究支援課
小・中学校及びこども園の保護者より各1人（任意）

③校章・校旗班
校章・校旗に関すること
検討委員会委員 ◎学校長（小学校） 1人 学校長（中学校） 1人 自治会長 1人 保護者（小学校） 1人 有識者・放課後 2人
教職員（小学校） 2人 教職員（中学校） 1人
事務局：◎学校教育課 ○教育研究支援課
小・中学校及びこども園の保護者より各1人（任意）

④開校式典班
開校式典等に関すること
検討委員会委員 ◎学校長（小学校） 1人 自治会長 1人 保護者（小学校） 1人 有識者・放課後 1人
教職員（小学校） 2人
事務局：◎教育総務課 ○白山教育事務所 学校教育課
小・中学校及びこども園の保護者より各1人（任意）

⑤通学対策班
スクールバスの運行・通学路の安全対策に関すること
検討委員会委員 ◎学校長（小学校） 1人 園長（こども園） 1人 自治会長 1人 保護者（小学校） 1人 保護者（こども園） 1人 有識者・放課後 1人
教頭（小学校） 5人
事務局：◎白山教育事務所 ○学校教育課 教育総務課 教育施設課
小・中学校及びこども園の保護者より各1人（任意）

各学校運営協議会より2人の代表を選出



※各班に関する内容について、必要に応じて調整会議を行う。

⑥学校運営班	⑦教育課程班	⑧生徒指導班	⑨人権教育班
学校運営に関すること	教育課程に関すること	生徒指導に関すること	人権教育に関すること
◎学校長（小学校） 1人 教職員（小学校）	◎学校長（小学校） 1人 教職員（小学校）	◎学校長（小学校） 1人 教職員（小学校）	◎学校長（小学校） 1人 教職員（小学校）
事務局：◎教育研究支援課	事務局：◎教育研究支援課	事務局：◎教育研究支援課	事務局：◎人権教育課

<b>地域との連携（学校跡地利用、地域行事等）に関すること</b> ・各自治会代表 ・白山総合支所 ・教育委員会	<b>放課後児童クラブに関すること</b> ・各放課後児童クラブ代表 ・生涯学習課	<b>開校式典等に関すること</b>	<b>学校施設整備等に関すること</b>
--	---	--------------------	----------------------

学校保健に関すること
◎学校長（小学校） 1人 教職員（小学校）
事務局：◎教育研究支援課

学校給食に関すること
◎学校長（小学校） 1人 教職員（小学校）
事務局：◎教育総務課 教育研究支援課

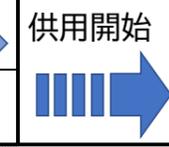
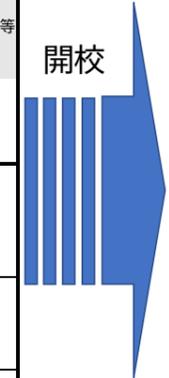
学校事務に関すること
◎学校長（小学校） 1人 教職員（小学校）
事務局：◎教育総務課 教育研究支援課

PTA組織に関すること
◎学校長（小学校） 1人 教頭（小学校） 5人 保護者（小学校） 5人
事務局：◎生涯学習課

作業班名	主な検討事項	実施主体	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
①学校名班	学校名に関すること	作業班 学校 (学校教育課・教育研究支援課)																												
②校歌班	校歌に関すること	作業班 学校 (学校教育課・教育研究支援課)																												
③校章・校旗班	校章・校旗に関すること	作業班 学校 (学校教育課・教育研究支援課)																												
④開校式典班	開校式典等に関すること	作業班 学校 (教育総務課・白山教育事務所・学校教育課)																												
⑤通学対策班	スクールバスの運行及び通学路の安全対策に関すること	作業班 (白山教育事務所、学校教育課、教育総務課、教育施設課)																												
⑥学校運営班	学校運営に関すること (めざす学校像、めざす児童像、危機管理、学校行事、学校運営協議会、地域学校協働活動等)	学校 (教育研究支援課)																												
⑦教育課程班	教育課程に関すること (教育課程、特別支援教育、情報教育、学校図書館整備等)																													
⑧生徒指導班	生徒指導に関すること (生活のきまり、制服等)																													
⑨人権教育班	人権教育に関すること		学校 (人権教育課)																											

項目	主な検討事項	実施主体	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
地域との連携	学校跡地利用	地域 白山総合支所 教育委員会																												
	地域行事等																													
放課後児童クラブ	方針決定	放課後児童クラブ																												
	施設工事	生涯学習課																												
閉校式典等	閉校式典等	学校等																												

学校保健	学校保健に関すること	学校 (教育研究支援課)																												
学校給食	学校給食に関すること	学校 (教育総務課・教育研究支援課)																												
学校事務	学校事務に関すること																													
PTA組織	PTA組織に関すること	学校・保護者 (生涯学習課)																												



(学校) 子どもたちの意見・提案

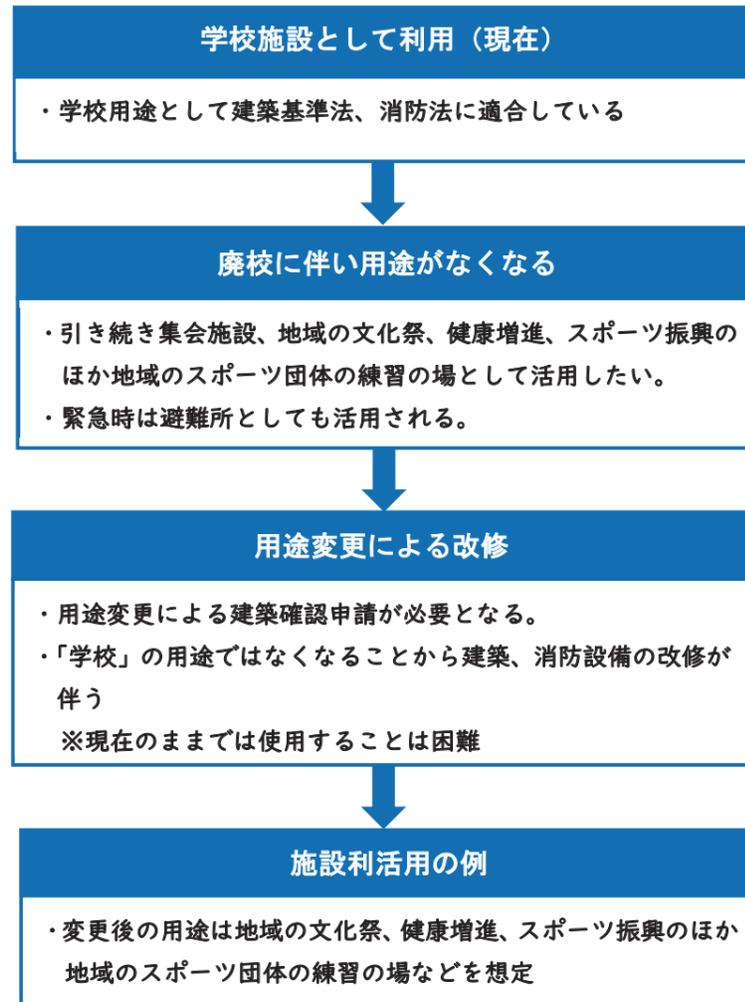
(学校) 子どもたちの意見・提案

※詳細のスケジュールについては、活動計画を策定した後に記載予定

(学校) 活動計画を策定

※詳細のスケジュールについては、活動計画を策定した後に記載予定

1 用途廃止後の施設のあり方



2 法的整理

【建築基準法】

- ・学校施設であることにより、「異種用途区分」「非常用照明」「排煙設備」「内装制限」が不要となっている

【消防法】

- ・学校施設であることにより、「誘導灯」「非常用放送設備」が不要となっている

	<b>異種用途区分</b>	
役割・目的	火災が異なる用途の空間に延焼すると、予期せぬ被害が発生する可能性があります。火災が発生した際に炎や煙が他の区分に広がるのを防ぎ、避難経路を確保し、火災の被害を最小限に抑える役割があります。	
イメージ	防火戸 耐火構造の壁	
	防火戸: 火災時に閉鎖され区分となる	

	<b>排煙設備</b>	<b>非常用照明</b>
役割・目的	火災時に発生する煙・ガスを屋外に排出し、消火活動の円滑化や施設利用者の一酸化炭素による人的被害を防止するための設備。	地震時や火災時点灯し、心理的に動揺した施設利用者が冷静に避難できるように設置する設備。
イメージ	排煙窓、排煙設備	非常用照明
		
	排煙窓: この部分から煙排出	非常用照明: 火災時等に点灯

	<b>誘導灯</b>	
役割・目的	火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口の位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える照明器具	
イメージ	避難口誘導灯 通路誘導灯	
		
	点灯により非常口、避難経路を示す	

	<b>非常用放送設備</b>	
役割・目的	火災や地震などの緊急時に、建物内にいる人々へ警報や避難指示を音声で伝えるための装置で、発生した危険を速やかに知らせ、適切な避難行動を促すことで、安全を確保する役割を担う。	
イメージ		
	建物内に設置されたスピーカーを通じて災害の発生およびその状況等を人々に知らせる	